

SPECTRUM  
Asset Management

本資料は、スペクトラム・アセット・マネジメント（以下、「スペクトラム社」といいます。）が発表したレポート「The US – Iran Conflict: Impacts on Hybrid Credit & Prices」（2026年3月20日発表）を基に、プリンシパル・グローバル・インベスターズ株式会社が翻訳したものです。

## 米国・イラン紛争 優先証券市場の発行体クレジットおよび価格への影響

2026年3月20日

ペルシャ湾における紛争というストレスが高い局面を迎える中であっても、銀行セクターは資本、収益力、資産の質のいずれの面でも良好な状態を維持しています。2026年の優先証券市場の発行体クレジット全体の見通しは概ね良好であり、過度な変動を伴わない、安定的な環境が想定されます。

銀行にとっての主要なリスクは、ペルシャ湾における紛争が長期化し、その結果としてエネルギー価格が高止まりすることによるマクロ経済リスクです。こうした状況は、景気後退および／またはインフレ圧力をもたらし、収益の圧迫や貸出資産の質の悪化につながる可能性があります。ただし、このような環境下においても、銀行のソルベンシー（支払能力）を脅かすほどのストレスが生じるとは想定していません。

保険会社については、金利上昇の恩恵を受ける傾向があり、総じて投資ポートフォリオのクレジットの質も高水準にあります。損害保険（P&C）会社は、保険金支払コストの上昇に対応するため、通常保険料の再設定が可能です。エネルギー輸入依存度の高い国々の公益事業会社は、エネルギー価格の上昇や供給制約の影響を受けやすいものの、全体としての影響は限定的にとどまると見込まれます。

米国債利回りは、今回の紛争を背景に、3月に入って3月19日までの間にイールドカーブ全体でおおよそ25~40bp程度上昇しました。優先証券市場のスプレッドは横ばいから若干の拡大にとどまっています。このため、ハイブリッド証券価格の約1.25%の下落の大部分は米国債利回り上昇によるデュレーション要因で説明されます。

利回りの上昇に加え、クレジットに対する建設的な投資家からの信認（ただし、価格は再調整済み）が、新発市場の活発化を後押ししました。新発債の発行額に対して投資家からの需要の積み上がりは3~4倍の超過需要となっており、新規発行銘柄は、旺盛な需要を背景に、発行後にスプレッドがタイト化する形で取引されるケースが一般的です。総じて、優先証券の発行市場およびセカンダリー市場の流動性は健全な状態を維持しています。

John Kriz、リサーチ部門副ヘッド  
Phil Jacoby、最高投資責任者（CIO）  
スペクトラム・アセット・マネジメント

以上

当資料中の意見、予測および運用方針は作成時における判断であり、将来の市場環境の変動等により変更されることがあります。また将来起こりうる事実や見通しを保証するものではなく、実際の実績等はここに記述されるものと大きく異なる場合があります。

## ■ リスクおよび費用について

### 【リスク】

下記は投資一任契約に基づく外国債券運用に伴う一般的なリスクを記載したものであり、すべてのリスクを網羅するものではありません。また、これらリスクにより元本に欠損が生じる恐れがあります。

- 金利リスク：一般的に金利が上昇すれば値下がりし、金利が低下すれば値上がりするというように、金利変動の影響を受け価格が下落する可能性があります。
- 信用リスク：発行体の業績等の影響により、デフォルトもしくは利払いや償還金の支払が遅延し、これに伴い価格が下落する可能性があります。
- 流動性リスク：市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売買する際にファンダメンタルズから期待される価格で売買できない可能性があります。
- 繰上償還リスク：優先証券には繰上償還条項が設定されているものがあります。当初の繰上償還禁止期間を経過すると、金利情勢や発行体の財務状況等により、償還される可能性があります。金利低下局面で繰上償還された場合には、当該金利低下による優先証券の価格上昇を享受できないことがあります。また、組入銘柄が繰上償還された場合、償還された元本を再投資することになりますが、市場動向によっては再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなる可能性があります。
- 為替変動リスク：外貨建資産については、外国為替相場が変動することにより損失が発生し、投資資産が下落することがあります。
- デリバティブリスク：金融商品取引契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産 価値や指標などに依存して変動し、デリバティブの種類によっては、基礎となる原資産や指標の価値以上に変動する可能性があります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被る可能性、取引を決済する場合に反対売買が出来なくなる可能性、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなる可能性などがあります。
- カントリーリスク：組入資産の価格は、発行または取引する国の政策、税制、法制、事業規制、投資規制などの影響を受けて変動し、価格が低下する可能性があります。

### 優先証券固有の投資リスク

- 法律制度上のリスク：優先証券に関する法律及び税制、その他制度上の変更等により、優先証券市場や運用方針に影響を及ぼす可能性があります。
- 利息/配当支払遅延（停止）リスク：優先証券には利息/配当の支払繰延（停止）条項がついている場合があります。但し、実際に繰延（停止）されても発行体の倒産に直結するものではありません。
- 弁済順位リスク：優先証券の弁済順位は、一般的に発行体の株式に優先し、普通社債には劣後します。また、優先証券の中には、一定の条件を下回った場合に元本の一部または全部が償還されないまたは株式に転換されるリスクを持つものがあります。

- 偶発転換社債(CoCo 債) 等に関わるリスク：偶発転換社債（CoCo 債）等には、監督当局が発行体を実質破たん状態にあると判断した場合や発行体の自己資本比率が一定水準を下回った場合等に一定の条件を満たした場合、CoCo 債の元本の一部またはすべてが削減される、または発行体の株式に転換されるリスク等があります。この場合、CoCo 債等の価格が大きく下落する場合があります。株式への転換条項が付された CoCo 債が一定の条件を満たし、株式への転換が行われることになった場合、CoCo 債の価格が大きく値下がりがりしたうえで、株価変動リスクを負うことになります。

本資料に記載の主なリスクは一般的な説明です。各投資対象や手法によっては固有のリスクがあり、元本に欠損が生じるおそれがありますので、特定投資家以外の投資家のお客様は契約締結前書面等の内容を必ずご覧下さい。

## 【費用について】

お客様と弊社との間で締結する投資一任契約に基づき、対象となる信託契約口座に外国籍ファンド（アイルランド籍）および弊社が設定する国内籍ファンドを組み入れることにより、ご提供する予定です。

本ファンドにご投資いただく際にご負担いただく主な費用は、①投資一任契約に係る運用報酬、ならびに②ファンド内で控除される各種費用です。

①投資一任契約に係る運用報酬（ファンド共通）：年率最大 0.11% または 年間 110 万円のいずれか大きいほう（消費税 10%を含む）

②ファンド内で控除される費用

外国籍ファンド（アイルランド籍）：トータルリターン戦略

諸費用	標準料率（年率）
管理報酬	ファンドの純資産総額に対し：ファンド全体の純資産総額の0.40%
受託報酬	プリンシパル・グローバル・インベスターズが設定する全てのUCITS準拠ファンドの純資産総額合計額に対し：最大0.012%（年間最低受託報酬額 1万5千米ドル）

なお、買付または解約のお申込み時に、希薄化防止賦課金が適用される場合があります。本賦課金の額は市場環境等を考慮して計算され、有価証券の売買に伴う費用等に充当されます。

国内籍ファンド：価格変動抑制型戦略

諸費用	標準料率（年率、消費税10%を含む）
信託報酬	ファンドの純資産総額に対し：0.4620%（うち、委託会社 0.4290%、販売会社 0.0055%、受託会社 0.0275%）

上記のほか、外国籍ファンドおよび国内籍ファンドにおいては、売買手数料、証券保管費用、監査法人等に支払うファンド監査に係る費用、ファンドに関する租税等の諸費用がファンドから支払われます。これらの費用は、運用状況等により変動するため、事前にその料率や金額等を表示することはできません。

また、これらを含む費用・手数料の合計額および上限額についても、事前に表示することはできません。

本資料に記載の運用報酬等の費用は一般的な説明です。弊社との投資一任契約の締結をご検討頂く際に、特定投資家以外の投資家のお客様は契約締結前書面等の内容を必ずご覧下さい。

## 【インデックスについて】

ICE BofAはICE BofA指数を現状有姿の状態でライセンス供与しており、同インデックスに関し保証したり、同インデックスおよびそこに反映され、関連している、あるいはそこから派生しているいかなるデータに関して、その適切性、品質、正確性、適時性、完全性を保証するものではありません。また ICE BofAは、それらの利用に際し責任を負うものではなく、弊社商品やサービスにつき、スポンサー提供、支持、もしくは推奨するものではありません。

## ■重要な情報

当資料は、投資一任契約に基づく当社の戦略の情報提供を目的としたものであり、個別商品の勧誘を目的とするものではありません。

当資料に掲載の情報は、弊社及びプリンシパル・ファイナンシャル・グループの関連会社において信頼できると考える情報源に基づいて作成された英文の訳文です。本資料と原文の内容に齟齬がある場合には、英語の原文が優先されます。適用法令にて規定されるものを除き、情報・意見等の公正性、正確性、妥当性、完全性等を保証するものではありません。当資料中の分析、意見および予測等は作成時における判断であり、予告なく変更されることがあります。

当資料中の情報は、弊社の文書による事前の同意が無い限り、その全部又は一部をコピーすることや配布することは出来ません。

プリンシパル・グローバル・インベスターズ株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第462号  
加入協会：一般社団法人 日本投資顧問業協会  
一般社団法人 投資信託協会  
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会